

1999年2月10日

記者発表資料

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階

T/F : 03(3595)1171 E-mail : jwcs@blue.ocn.ne.jp

野生生物保全論研究会 (J W C S)

試行的象牙取引の再開決定について (コメント)

1999年2月9日、スイスのジュネーブで開催されていたワシントン条約(正式名称:「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約」、略称:CITES)常設委員会会議終了後、ワシントン条約事務局は次のとおり記者発表を行った。

- ・ナミビア、ジンバブエ及び日本は前回の締約国会議での決定(「決定10.1」)で定められた条件が満たされていることを確認する。
- ・ボツワナについてもほとんど条件は満たされているが、今常設委員会で示された改善点を証明すべくワシントン条約事務局のチームが現地へ赴くことを確認する。

また常設委員会はアフリカと南アジアのゾウの個体群と密猟をモニタリングする新しい仕組み(通称MIKE)についても支持した。

2月10日の午前中(現地時間)にいくつかの点について議論がなされるが、それでゾウに関する議題の審議は終了する予定である。これで3月18日以降の3国から日本への象牙取引再開(59.1トン)は確実となった。

<コメント>

会議においては、インドの大使がアジアゾウに対する影響について演説を行ったり、イタリアやドイツが日本の象牙取引管理制度について問題があることを指摘する場面もあった。また、「MIKE」については原産国にこれを拒絶している国が多くあること等、議論は粉砕したが、議論の決着がつかないまま、日本らが押し切った形となった。MIKEについてはその運用のための予算の財源の用途すら立っておらず、既にこれを拒絶している原産国もあることから、当分密猟の正常なモニタリングを開始するのが不可能であることは確定である。

前回の締約国会議に続き、またしても政治的な力関係で意思決定がなされ、ゾウの危機は決定的になったといえる。

1 決定された象牙取引再開は、一部のアフリカゾウについての試行的なものに過ぎない。

取引再開される象牙取引は次のものに限られる。

- ・取引が許されるのは、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエに生息するアフリカゾウの象牙のみである。
- ・輸出量は、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエそれぞれ 25.3 t、13.8 t、20 t 以内に限定されており（合計 59.1t）、かつそれぞれ一回だけの輸出行為による。
- ・決定された取引再開は試行的なものである。つまり、取引再開後、密猟や取引の傾向が慎重にモニタリングされることになっており、もし取引再開の影響で密猟や取引が増えたと認められれば、取引は停止され、かつ3国のアフリカゾウは再び付属書 に格上げされる。
- ・3国以外のアフリカゾウやアジアゾウはもちろん、3国の象牙についても、今回の試行的取引によらないで取り引きされるものは依然として違法である。

2 日本政府は、象牙の取引規制を厳格に運用していかなければならない。

- ・日本政府は、唯一の輸入国として象牙取引の扉を再び開いたが、同時にゾウの運命も背負ったことを自覚しなければならない。
- ・一方、日本の現実を見ると、日本人によってホール・タスク(生牙)を密輸しようとして、関税法違反で摘発されたケースが1997年、1998年にそれぞれ1件ある。この事実は、違法に輸入した原材料を使おうとする製造業者が日本に存在する可能性を示唆する。また、象牙印材を密輸しようとしたケースは、1997年に1件、1998年に2件である。製造、卸売、小売の全ての流通経路に容易に紛れ込む形での密輸も試みられているのである。しかも、これらは氷山の一角に過ぎない。
- ・このように違法取引は依然として継続しているのであるから、象牙の違法取引を防止するため、日本政府は、輸入港での水際規制、国内取引規制を今後さらに改善し、かつ厳格な運用を行っていかなければならない。

3 消費者が象牙製品を購入するに当たっては、慎重な考慮が必要である。

- ・アフリカゾウの数は、1980年代の10年間に、134万頭から62万5000頭にまで半減した。その間、界で最も大量に象牙を輸入していたのが日本である。1984年にはアフリカ大陸全体からの輸出量の約8割に相当する量の象牙を輸入していた。
- ・日本人が慎重な考慮なしに象牙製品の購入に走れば、現在約58万頭になってしまったアフリカゾウや3万5000頭に過ぎないアジアゾウが容易く絶滅に至るおそれもある。
- ・一方、1989年の象牙取引禁止後、宮城県と日本債券信用金庫では象牙印鑑を使用しないという内規を定めている。JWCS が、都道府県、政令指定都市、その他いくつかの自治体を対象に行ったアンケート調査によると、上記のような内規は定めている自治体等には他には

存在しなかったものの、公印として象牙印鑑を現在使用しているところはごくわずか(2%)であり、印鑑の材質として象牙が必須と考えているとの意見はほとんどない(1%未満)。しかも、使用経験があった自治体等の半数以上が、今後中止の方向で検討中と回答している。(資料1参照)

また、ある自治体の一般職員40名を対象に、職務上の象牙印鑑使用についてアンケートを行ったが、同様の傾向が見られた。(資料2参照)

一般消費者の意識としても、家庭に何等かの象牙製品がある者は全体の57.4%程度存在するが、今後の購入については97%が「欲しいとは思わない」と回答している。(資料3参照) 以上のように、自治体、金融機関、一般消費者に象牙消費に対する消極姿勢がみられるのは、1989年に象牙取引が禁止され、以降10年間にわたって取引禁止が継続されてきたことの影響が大きいと思われる。

- ・ 消費者や各団体は、1980年代に起こったゾウの危機、象牙の違法取引が現在も継続していること、今回の取引再開が試行的なものにすぎないことを十分認識し、これまでも増して慎重に行動していくことが求められる。

以上

野生生物保全論研究会

Japan Wildlife Conservation Society (JWCS)

1989年に設立され、自然科学、社会科学の専門家、市民によって運営されるNGOである。野生生物保全のフィロソフィーと実践的理論を研究し、それに基づいたアクションを行う。国内の野生生物の問題にも取り組む一方、国際的にはワシントン条約に関連する活動が主である。アジアのNGOのネットワーク「アジア野生生物保護連合」の事務局団体。

資料 1

象牙印鑑使用に関するアンケート（地方自治体、金融機関） 1998年11月～12月

回答者	122
都道府県、政令指定都市その他の地方自治体	97
金融機関（都銀、地銀）	25

- ・ 公印、社印として象牙印鑑を使用した経験があるかどうかについては、17（14％）が経験があり、102（86％）はないということであった。
- ・ 現在購入・使用している印鑑の材質は、象牙が3（2％）、木が80（64％）、プラスチックが20（16％）、チタンが5（4％）、その他が17（14％）であった。
- ・ 印鑑の材質として象牙が必須かどうかについては、「そう思う」が1（1％未満）、「そう思わない」が112（93％）、「わからない」が8（7％）であった。
- ・ 象牙印鑑の今後の購入予定については、現状のまま56（49％）、「既に購入を中止」が42（37％）、「購入の是非を今後検討する」が8（7％）、「中止の方向で検討中」が9（8％）、積極的に購入が0（0％）であった。

資料 2

象牙印鑑使用に関するアンケート（地方自治体職員） 1998年11月～12月

回答者 A市の職員 40

- ・ 業務上象牙印鑑を使用した経験があるかどうかについては、経験があると回答した者が4（10％）無いと回答した者が36（90％）であった。
- ・ 購入・使用している印鑑の材質は、象牙が3（8％）、木が10（26％）、プラスチックが15（38％）、チタンが1（3％）、その他が10（26％）であった。
- ・ 印鑑の材質として象牙が必須かどうかについては、「そう思う」が1（2％）、「そう思わない」が37（93％）、「わからない」が2（5％）であった。
- ・ 象牙印鑑の今後の購入予定については、「現状のまま」が15（38％）、「既に購入を中止」が12（31％）、「購入の是非を今後検討する」が10（26％）、「中止の方向で検討中」が2（5％）、積極的に購入が0（0％）であった。

資料 3

象牙印鑑使用に関するアンケート（一般消費者） 1997年5月～1998年12月

<ここに、1枚ものの集計表を貼り付けて下さい。>